

# JIS

## 労働安全衛生マネジメントシステム— 要求事項及び利用の手引

JIS Q 45001 : 2018  
(ISO 45001 : 2018)

(中災防/JSA)

平成 30 年 9 月 28 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒井 信介	横浜国立大学
(委員)	伊藤 弘	国立研究開発法人建築研究所
	宇治 公隆	首都大学東京 (公益社団法人土木学会)
	大石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	大瀧 雅寛	お茶の水女子大学
	奥野 麻衣子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
	金丸 淳子	公益財団法人共用品推進機構
	鎌田 実	東京大学
	河村 真紀子	主婦連合会
	佐伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	椎名 武夫	千葉大学
	高田 祥三	早稲田大学
	高増 潔	東京大学
	千葉 光一	関西学院大学
	寺澤 富雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	長井 寿	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	長田 三紀	全国地域婦人団体連絡協議会
	奈良 広一	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	西江 勇二	一般財団法人研友社
	福田 泰和	一般財団法人日本規格協会
	槇 徹雄	東京都市大学
	三谷 泰久	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	棟近 雅彦	早稲田大学
	村垣 善浩	東京女子医科大学
	山内 正剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所
	和辻 健二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：厚生労働大臣 制定：平成 30.9.28

官 報 公 示：平成 30.9.28

原 案 作 成 者：中央労働災害防止協会

(〒108-0014 東京都港区芝 5-35-2 安全衛生総合会館 TEL 03-3452-6841)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、厚生労働省労働基準局 安全衛生部安全課 [〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 TEL 03-5253-1111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
0.1 背景	1
0.2 労働安全衛生マネジメントシステムの狙い	1
0.3 成功のための要因	1
0.4 Plan-Do-Check-Act サイクル	2
0.5 この規格の内容	3
1 適用範囲	4
2 引用規格	5
3 用語及び定義	5
4 組織の状況	12
4.1 組織及びその状況の理解	12
4.2 働く人及びその他の利害関係者のニーズ及び期待の理解	12
4.3 労働安全衛生マネジメントシステムの適用範囲の決定	12
4.4 労働安全衛生マネジメントシステム	12
5 リーダーシップ及び働く人の参加	12
5.1 リーダーシップ及びコミットメント	12
5.2 労働安全衛生方針	13
5.3 組織の役割, 責任及び権限	13
5.4 働く人の協議及び参加	14
6 計画	14
6.1 リスク及び機会への取組み	14
6.2 労働安全衛生目標及びそれを達成するための計画策定	17
7 支援	17
7.1 資源	17
7.2 力量	18
7.3 認識	18
7.4 コミュニケーション	18
7.5 文書化した情報	19
8 運用	20
8.1 運用の計画及び管理	20
8.2 緊急事態への準備及び対応	21
9 パフォーマンス評価	22
9.1 モニタリング, 測定, 分析及びパフォーマンス評価	22
9.2 内部監査	22
9.3 マネジメントレビュー	23

	ページ
<b>10 改善</b> .....	24
<b>10.1 一般</b> .....	24
<b>10.2 インシデント, 不適合及び是正処置</b> .....	24
<b>10.3 継続的改善</b> .....	25
附属書 A (参考) この規格の利用の手引 .....	26
参考文献 .....	40
解 説 .....	41

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、中央労働災害防止協会（中災防）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、厚生労働大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。厚生労働大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

# 労働安全衛生マネジメントシステム— 要求事項及び利用の手引

## Occupational health and safety management systems— Requirements with guidance for use

### 序文

この規格は、2018年に第1版として発行されたISO 45001を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

#### 0.1 背景

組織は、働く人及び組織の活動によって影響を受ける可能性のあるその他の人々の労働安全衛生に対する責任を負っている。この責任には、心身の健康を推進し保護することが含まれる。

労働安全衛生マネジメントシステムの導入の目的は、組織が安全で健康的な職場を提供できるようにし、労働に関係する負傷及び疾病を防止し、労働安全衛生パフォーマンスを継続的に改善できるようにすることである。

#### 0.2 労働安全衛生マネジメントシステムの狙い

労働安全衛生マネジメントシステムの目的は、労働安全衛生リスク及び労働安全衛生機会を管理するための枠組みを提供することである。労働安全衛生マネジメントシステムの狙い及び意図した成果は、働く人の労働に関係する負傷及び疾病を防止すること、及び安全で健康的な職場を提供することである。したがって、効果的な予防方策及び保護方策をとることによって危険源を除去し、労働安全衛生リスクを最小化することは、組織にとって非常に重要である。

労働安全衛生マネジメントシステムを通じて組織がこれらの処置を適用したとき、組織の労働安全衛生パフォーマンスは向上する。労働安全衛生パフォーマンス改善の機会に取り組むために早めの処置をとる際に、労働安全衛生マネジメントシステムは、効果及び効率を更に高めることができる。

この規格に適合するかたちでの労働安全衛生マネジメントシステムの実施は、組織が労働安全衛生リスクを管理し、労働安全衛生パフォーマンスを向上させることを可能にする。

労働安全衛生マネジメントシステムは、組織が、法的要求事項及びその他の要求事項を満たす助けとなり得る。

#### 0.3 成功のための要因

労働安全衛生マネジメントシステムの実施は、組織にとって戦略的決定であり運用面の決定である。労働安全衛生マネジメントシステムの成功は、リーダーシップ、コミットメント、並びに組織の全ての階層及び部門からの参加のいかにかかっている。

労働安全衛生マネジメントシステムの実施及び維持、並びにその有効性及び意図した成果を達成する能力は、多数の重要な要因に依存している。それらの要因には、次の事項が含まれ得る。

- a) トップマネジメントのリーダーシップ、コミットメント、責任及び説明責任